

令和5年11月30日

三田市長 田村 克也 様

三田市オンブズパーソン 竹村 正樹

令和5年8月27日付で

申立てのありました意見等の

}

通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田市オ

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	<p>令和5年7月の三田市長選挙の最大の争点は、三田市民病院の再編統合問題であった。その直前、三田市民病院吉川医師のインタビュー記事を内容とするチラシが、令和5年5月1日号市広報に折り込まれて全戸配布された。当該チラシの内容は「再編統合への賛成」「将来の再編統合を約束されて集まってきている」「再編統合しなければ退職する」との内容であった。</p> <p>当該チラシに関し、吉川医師、院長はじめ市職員である医師は、法律ないし服務規律に違反している可能性がある。地方公務員法、公職選挙法に抵触する可能性があり、仮に抵触しないとしても上記の規律に違反している可能性がある。この場合は、厳正な措置をもって望むとともに、法令順守及び服務規律の確保を徹底するべきである。</p>
調査の結果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p style="padding-left: 2em;">地方公務員は、行政の中立的運営とこれに対する市民の信頼確保の要請から、政治的行為が制限され、地位利用による選挙運動は刑罰をもって禁止されている。また、形式的に法令違反とならない場合であっても、市職員は、市民から見て公務の中立的運営に疑念を招き、市民の信頼を損なうことがないよう留意しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">申立人は、本件チラシの内容に鑑み、関与した医師らが法律ないし服務規律に違反する可能性を指摘する。</p> <p>(2) なお、今回、申立人の要請に応じ、申立人との面談は実施しなかった。</p> <p>2 1に掲げる申立人の主張について、総合政策部未来戦略室地域医療推進課に事情聴取して確認したところは、次のとおりである。</p> <p>(1) 事実確認</p>

三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために、三田市民病院医師にインタビューを行い、その内容をチラシとして全戸配布（令和5年5月1日号市広報に折込み）するとともに、YouTubeで動画配信（令和5年4月27日公開）を行った。

(2) 法的課題に対する検討

住民投票に関する条例制定を求める直接請求の期間中の取組となるため、弁護士に対して意見照会し、法的課題の検討を行った。

まず、地方公務員法第36条第2項への抵触については、本取組は、三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために行うものであり、特定の地方公共団体の執行機関を支持する目的をもって行うものではないため、地方公務員法第36条第2項には抵触しないとの意見であった。

また、公職選挙法第136条の2第1項及び第2項への抵触については、公職選挙法第136条の2第1項で規定されている選挙運動とは、「特定の候補者に得票を得させるのに必要、有利な行為を自らの判断に基づくなどして積極的、主体的に行うもの」と解せられるところ、本取組は、三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために行ったものであり、選挙運動には該当しないと考えられ、また、本取組は、公職の候補者になろうとするものを支持する目的をもってする行為にも該当しないため、公職選挙法第136条の2第1項及び第2項には抵触しないとの意見であった。

このような法的課題に対する検討を行ったうえで、本件チラシの配布を企画実施した。

3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 検討

ア 市の担当課は、三田市民病院の統合再編に関して、平成30年3月15日から令和5年1月1日までの間、21回にわたって市の広報誌に再編統合の必要性を訴える記事を掲載した。また、本件チラシに先立ち、令和5年3月1日にチラシを配布した。同チラシには、「断らない救急から断らざるを得ない救急へ その理由は医師の確保が困難になるから」との表現があり、また、頭を抱える医師のイメージ写真が添えられるなど、啓発を目的としたチラシとしては、比較的インパクトの強いものである。

イ 本件チラシは、従前の市広報誌での広報や3月のチラシに続いて全戸配布されたものである。内容は再編統合を進めるものであるが、そ

	<p>のこと自体は政治的行為とは言い難く、地方公務員法第 36 条第 2 項への抵触が問題になるとは考えられない。</p> <p>ウ もっとも、令和 5 年 7 月の三田市長選挙の重要な争点の一つが三田市民病院の再編統合問題であったことは明らかであるから、本件チラシの内容が、選挙での争点と全く無関係であったと言うことはできない。もっとも、市の担当課が事前に確認した通り、本件チラシの趣旨からは、公職選挙法第 136 条の 2 第 1 項及び第 2 項に直ちに抵触するとは言えない。また、本件チラシの趣旨内容は、選挙直前にはじめて広報されたのではなく、平成 30 年 3 月ころから継続的に行われていたことからすれば、インパクトの強さは一般的な啓発チラシと比較して強いことを考慮しても、ことさら選挙のタイミングに合わせて発行されたと断定することもできない。</p> <p>エ さらに、インタビューに応じた医師らとしては、客観的な事情をもとに医師としての考えを述べたものであるから、公職の候補者になろうとするものを支持する目的をもってインタビューに応じたものと考えすることもできない。</p> <p>むしろ、地域医療の維持発展のために、客観的な事情に基づき市民に対して必要な情報を説明することは、市職員である医師の良心に沿った行為である。</p> <p>(2) 結論</p> <p>以上のことからすれば、本件チラシに関し、吉川医師、院長はじめ市職員である医師が、地方公務員法ないし公職選挙法に違反する行為を行ったとは言えず、また、服務規律に違反する行為であったとも言えない。</p>
備 考	